

自己チェック様式(穀物)

	番号	項目名	取組内容	確認欄	
1	1-1	地図と圃場一覧の作成	☐ 圃場、施設、ハウスを記号や地番などで識別する。 ☐ 圃場と施設の地図を作成する。 ☐ 圃場の記号や地番、栽培品目を記載した一覧を作成する。		
2	1-2	経営体制の整備	☐ 組織体制を定める。 ☐ 体制の中に食品管理、商品管理、労務管理、作物管理の各責任者を決め、責任の内容を明確にする。 ☐ 各責任者の資質向上に努める。		
3	1-3	農場の管理計画	☐ 食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる事項を含めた、農場の管理計画(方針)を定め、周知する。		
4	1-4	農場のルール	☐ 農場を運営する上で必要な農場のルールを決め、実施する。 ☐ 定めた農場のルールを年1回以上見直しをする。		
5	2-1	知財の保護・活用	☐ 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用に努める。		
6	2-2	生産計画の策定・評価	☐ 生産計画を策定する。 ☐ 作成した生産計画に対する実績を評価し、次期の生産計画に反映する。		
7	2-3	農業活動の管理	☐ 農場の管理に必要な記録を作成し、保管する。 ☐ 保管期間は規程があるものはそれに従うが、規程がないものについては、最低2年間保管する。		
8	3-1	食品安全のリスク評価	☐ 食品安全に関するリスク評価を行う。 ☐ リスクが高いと評価したものについては、危害要因に対する対策の設定及び対策を実施するための農場のルールを設定する。 ☐ これに基づき、対策を実施し、検証、見直しを行う。		
9	3-2	労働安全のリスク評価	☐ 労働安全に関するリスク評価を行う。 ☐ リスクが高いと評価したものについては、危害要因に対する対策の設定及び対策を実施するための農場のルールを設定する。 ☐ これに基づき、対策を実施し、検証、見直しを行う。		

	番号	項目名	取組内容	確認欄	
10	3-3	環境安全のリスク評価	☐ 環境安全に関するリスク評価を行う。 ☐ リスクが高いと評価したものについては、危害要因に対する対策の設定及び対策を実施するための農場のルールを設定する。 ☐ これに基づき、対策を実施し、検証、見直しを行う。		
11	3-4	商品の表示と出荷等の記録	☐ 出荷した商品に法令で求められる産地と品目、生産者等を表示する。 ☐ 収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録を作成し保存する。		
12	3-5	異物等の混入対策	☐ 異物や異種穀粒、異品種が混入しないように栽培・収穫・調製する。		
13	3-6	用途限定米穀等の適切な管理	☐ 用途限定米穀、食用不適米穀、飼料用作物は適切な保管(区分、用途掲示)、販売(用途通知)および適切な処分を行う。		
14	3-7	外部委託先との確認	☐ 農場業務を外部委託している場合は、委託業務が農場の管理やルールに適合しているか確認を行う。		
15	3-8	資材およびサービスの評価・選定	☐ 食品安全や安全な品質に係る全ての資材およびサービスの提供者の力量を評価する。 ☐ 力量に不足がある場合は、使用しないなど必要な対策をとる。		
16	3-9	クレームおよび農場ルール違反の記録	☐ 商品クレームや農場のルール違反等の指摘を受けた際の内容の記録や改善の記録を含めた対応手順を文書化する。		
17	3-10	事故、災害への対策	☐ 労災保険や収入保険等の任意保険に加入する。 ☐ 災害等に農業生産を維持・継続するための体制や対策を含む計画を策定する。		
18	4-1	労働者の雇用条件と管理方法	☐ 労働者を雇用する場合は、労働条件を定め、通知する。 ☐ 労働者を差別しないなど管理方法を定める。		
19	4-2	外国人の雇用管理	☐ 技能実習生など、外国人雇用がある場合は、適切な対応を行うための在留資格を確認したり、快適に住める住居を提供したりするなど環境整備等を実施する。		
20	4-3	従業員や家族間の話し合い	☐ 従業員や家族と労働条件、健康、安全、福祉、職場環境について話し合う機会を設ける。 ☐ 合意したときは、実行する。		
21	4-4	労働条件の提示・順守	☐ 20と同様。 ☐ 雇用の際は労働条件を提示し、その条件を遵守する。		
22	4-5	教育訓練の実施	☐ 作業者が必要な力量を身に付けるための研修会を開催するか、外部の研修会に参加する。 ☐ 外部の研修に出席した者は、研修会の内容を関係者に報告し、出席者を記録する。		

	番号	項目名	取組内容	確認欄	
23	4-6	労災保険等への加入	☐ 業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するため、労災保険や傷害共済等の任意保険に加入する。		
24	4-7	施設の管理・運営	☐ 乾燥調製貯蔵施設等においては、施設管理者とオペレーターとの責任分担を明確にし、施設の適正な管理・運営を行う。		
25	4-8	施設の管理・運営	☐ 危険を伴う作業を行う場合は、免許取得や講習受講による十分な力量と持つものが行う。 ☐ 十分な力量がない場合は、力量を持てるように講習等を受講させるようにする。		
26	4-9	防護服等着用 のルール の作成・実施	☐ 安全に作業を行うため、防護服や保護具等は、作業内容や作業環境に応じたものを着用するようルールを作成し、作成したルールに従い作業を行う。 ☐ 使用前後の点検および日常の保守管理を行う。		
27	4-10	飲料水、救急箱の設置と事故対応手順の周知	☐ 事故や、怪我に備え、作業場などに飲料水、救急箱を設置する。 ☐ 事故発生時の連絡方法を含めた手順を定める。 ☐ 設置場所や手順を農作業従事者等に周知する。		
28	5-1	入場時のルールの作成・周知	☐ 食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを作成し、農場内に掲示するなどし、訪問者を含む入場者に対して周知する。 ☐ 設置場所や手順を農作業従事者等に周知する。		
29	5-2	衛生設備の確保	☐ ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施する。		
30	5-3	汚染のリスク評価・対策	☐ ほ場やその周辺環境の汚染に関するリスク評価を行う。 ☐ リスクが高いと評価したものについては、危害要因に対する対策を定め、その対策の実施、検証、見直しを行う。		
31	5-4	カドミウム のリスク 評価・対策	☐ カドミウムに関するリスク評価を行う。 ☐ リスクが高いと評価したものについては、危害要因に対する対策を定め、その対策の実施、検証、見直しを行う。		
32	5-5	土壌管理	☐ 有機質資材の施用、緑肥作物や作物残渣の土壌還元などによる土づくりを通じて、適正な土壌管理に取り組む。		
33	5-6	土壌侵食対策	☐ 土壌の侵食を軽減する対策(あぜ塗り等の漏水対策など)を実施する。		

	番号	項目名	取組内容	確認欄	
34	5-7	使用する水のリスク評価	☐ 使用する水の水源を確認し、使用する水に関するリスク評価を行う。 ☐ リスクが高いと評価したものについては、危害要因に対する対策の設定及び対策を実施するための農場のルールを設定する。 ☐ これに基づき、対策を実施し、検証、見直しを行う。		
35	5-8	排水、残渣等のリスク評価	☐ ほ場や農作物取扱施設から発生する排水や植物残渣、廃棄物等に関するリスク評価を行う。 ☐ リスクが高いと評価したものについては、危害要因に対する対策を定め、その対策の実施、検証、見直しを行う。		
36	5-9	代かき後の濁水流出対策	☐ 水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施する。		
37	5-10	農産物取扱施設・設備の管理	☐ 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理を実施する。 ☐ 有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施する。		
38	5-11	飲食・喫煙場所の指定、交差汚染のリスク評価	☐ 飲食・喫煙場所を指定する。 ☐ 異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染のリスクを評価し、リスクがある場合には、対策を実施する。		
39	5-12	農作物の管理、農作物取扱施設の衛生管理	☐ 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施する。		
40	5-13	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両の管理	☐ 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握する。 ☐ 安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検や使用後の整備および適切な管理を行う。		
41	5-14	計量機器の管理	☐ 計量機器は定期的に点検・校正を行う。		
42	5-15	器具、掃除用具、洗剤等の安全性確認・管理	☐ 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認する。 ☐ 適切な保管、取扱い、洗浄等を実施する。		
43	5-16	機械、装置、器具等の適正な使用	☐ 機械、装置、器具等は取扱説明書やメーカーの指示などにしたが、適正に使用する。		
44	5-17	燃料類の保管	☐ 食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管を実施する。		

	番号	項目名	取組内容	確認欄	
45	5-18	温室効果ガス削減	☐ 温室効果ガスの削減に資する取組等を実施する。		
46	5-19	廃棄物の管理	☐ 農場から出る廃棄物を把握する。 ☐ 廃棄物の処理は、市町の廃棄方法に従う。 ☐ 廃棄物ごとに、保管と処分の計画を作成・実施し、適切に分別・管理を行う。 ☐ 廃棄物の削減のために、有機物のリサイクルに努める。		
47	5-20	農場内の衛生管理、野焼き等の禁止	☐ 農場内の整理・整頓・清潔・清掃を行う。 ☐ 農業生産活動に伴う廃棄物は野焼きなど不適切な処理・焼却を行わない。		
48	5-21	周辺への影響の把握・対応	☐ 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等を把握する。 ☐ 該当があれば、適切な対応を実施する。		
49	5-22	生物多様性に配慮した鳥獣害対策	☐ 鳥獣被害防止対策を実施する場合は、電気柵などの生物多様性に配慮した対策を実施する。		
50	6-1	種苗の管理	☐ 信頼できる販売業者から種子や苗を購入する。 ☐ 育苗の管理及び種苗の調達に関する記録を作成し保管する。		
51	6-2	隣接圃場からの農薬ドリフト対策	☐ 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響を認識し、必要な対策を実施する。		
52	6-3	IPM(予防)	☐ 健全な種苗の使用や病害虫の発生源の除去など病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を行う。		
53	6-4	IPM(判断)	☐ 発生予察情報の活用やほ場観察などにより病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断を行う。		
54	6-5	IPM(防除)	☐ 化学的防除だけでなく、物理的防除、生物的防除など多様な防除方法を活用して防除を行う。		
55	6-6	農薬使用計画の策定	☐ 普及指導員、営農指導員、資格所有者などの指導を受けるなどし、使用する予定の農薬の情報をまとめる。 ☐ まとめた情報を用い使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定する。		
56	6-7	農薬使用計画の実施	☐ 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用する。 ☐ 使用前にラベルを確認するなど、適正な使用方法を再確認する。		

	番号	項目名	取組内容	確認欄	
57	6-8	農薬の適正な使用	☐ 農薬の希釈や散布は、ラベルに従い行っており、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製する。 ☐ 使用した計量機器等は適切に洗浄をする。		
58	6-9	農薬散布時の周辺への影響の対策	☐ 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響を回避するための対策を行う。		
59	6-10	農薬散布時の装備の管理	☐ 農薬の表示内容に基づき、安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付けを行う。 ☐ 防除で使用したカップ、保護装備などは、使用後に洗浄・乾燥を行い他への汚染がないよう専用の保管場所を設ける。		
60	6-11	農薬の流出防止対策	☐ 水田に農薬を散布した場合は、一定の止水期間を設ける、畦畔等からの漏水を防止するなど、農薬の流出防止対策を実施する。		
61	6-12	農薬散布機の点検・洗浄、残液等の廃棄	☐ 農薬散布機は使用前点検を行う。 ☐ 農薬散布機は使用後に十分に洗浄する。 ☐ 残液や洗浄排水は排水路や河川等に絶対に流入させることなく、環境に危害のない場所に廃棄する。		
62	6-13	農薬の使用記録	☐ 農薬の使用記録には使用日、圃場名、対象作物、商品名、希釈倍率、使用量、使用者名を記録する。 ☐ 記録は最低2年保管する。		
63	6-14	農薬の管理	☐ 毒物劇物に該当する農薬は、農薬保管庫に施錠して保管する。 ☐ 粉粒剤は上、液剤は下に置く。 ☐ 開封済みの液剤の容器は、トレイの上に置く。 ☐ 毒物劇物の表示をする。 ☐ 人が入れる大きさの農薬保管庫は、通気性を確保する。 ☐ 農薬は、原則、他の容器へ移し替えない。 ☐ 農薬の入出庫を記録する。 ☐ 農薬の保管場所は、農薬が流出しても河川等に流れない、地面に浸透しない、保管場所から流出しないようにする。		
64	6-15	農薬の管理責任者の決定	☐ 農薬の責任者を決め、農薬適正使用の指示と検証を行う。		
65	6-16	堆肥の製造・確認	☐ 堆肥を製造する場合は、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等を行う。 ☐ 購入等の堆肥の場合は、堆肥成分(原料中の成分を含む)の確認、十分に発酵した堆肥であることを確認したものを使用する。 ☐ 十分に発酵した堆肥か確認できない場合は、衛生管理の観点から、施用から収穫まで2ヶ月以上あけるようにする。		
66	6-17	肥料等の利用計画の策定	☐ 使用する肥料等は原材料や製造者、成分、安全性等を確認し、食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画を策定する。		

	番号	項目名	取組内容	確認欄	
67	6-18	施肥計画の策定・実施	☐ 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥を実施する。		
68	6-19	施肥記録	☐ 施肥記録には施用日、圃場名、肥料名、施肥量、作業者名を記録する。 ☐ 記録は最低2年保管する。		
69	6-20	肥料等の管理	☐ 肥料等は、収穫物や農薬とは別の場所で保管する。 ☐ 排水溝や排水路から離れた場所で環境へ流出しないように保管する。 ☐ 火気、直射日光等の影響を受けず、崩落・落下、発熱・発火・爆発等が無いように保管する。 ☐ 定期的に実地棚卸を行い、購入記録と使用記録から正確な在庫を確認する。 ☐ 堆肥を保管する場合、流出、浸出液による水源汚染を防ぐようにする。 ☐ 未熟堆肥は、他の肥料等に接触しないようにする。		
70	7-1	麦類のかび毒の対策	☐ かび毒(麦類のDON・NIV等)による汚染を防止・低減する対策を行う。		